

「2025 年パキスタン洪水救援金」の受付について

1. 義援金の受付口座

1) 日本赤十字社岐阜県支部〔取り纏めいただいた義援金を振込む場合〕

金融機関	店名	口座番号	口座名義
十六銀行	あかなべ支店	(普) 1 6 6 9 7 9	きゅうえんきんぐち 救 援 金 口
大垣共立銀行	加納支店	(普) 4 5 4 9 1 6	にほんせきじゅうじしゃぎふけんしぶ 日本赤十字社岐阜県支部
「義援金・救援金」専用の振込依頼票がありますので、必要な場合はご連絡ください。			
振込通知書上部点線四角内に必ず「パキスタン洪水」と明記ください。			
同一金融機関の本店及び支店からの振込の場合は、手数料が免除されます。			

2) 日本赤十字社（本社）

金融機関	店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	すずらん支店	(普) 2 7 8 7 8 0 7	にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社
三菱 UFJ 銀行	やまびこ支店	(普) 2 1 0 5 8 1 1	
みずほ銀行	クヌギ支店	(普) 0 6 2 3 6 7 6	

ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

受領証の発行を希望する場合は、日本赤十字社パートナーシップ推進部(03-4363-2056) に下記内容を連絡ください。

(住所、氏名 (受領証の宛名)、電話番号、寄付日、寄付額、振込金融機関名及び支店名)

金融機関	店名	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00110-2-5606		にほんせきじゅうじしゃ 日本赤十字社
通信欄に「2025年パキスタン洪水救援金」と明記し、受領証の発行を希望する場合は、併せて「受領証希望」と明記ください。			

2. 受付期間

令和7年9月19日（金）から令和7年11月28日（金）まで

3. 税務上の取扱いについて

個人については、所得税法第78条第2項第3号、法人については、法人税法第37条第4項の規定に基づく寄付金に該当します。

なお、本救援金については、個人住民税に係る寄付金控除の対象となります。